

【コロナウイルスワクチン接種】
予防接種後健康被害救済制度 請求書類
(死亡一時金、葬祭料)

■死亡一時金、葬祭料の請求に必要なもの

請求書類等	注意事項
請求書（様式）	
死亡診断書、死体検案書等	
埋葬許可証等	請求者が死亡した方について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証等の書類
接種済証の写し	接種済証など受けた予防接種の種類及びその年月日を証する書類
診療録等	予防接種をうけたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）
※1 住民票	請求者が配偶者以外の場合は、死亡した方の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票その他の書類
戸籍謄本	請求者と死亡した方との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本
その他	請求者が死亡した方と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面
※2 経過等記録書	被接種者の既往症や健康被害までの経過等を記入する

※1 世帯の状況等により準備不要の場合があります。

※2 国への申請書類ではありませんが、健康被害の状況等を確認させていただくため、ご記入をお願いいたします。

■請求者について

【死亡一時金】

請求出来る方および順位は、接種を受けたことにより亡くなった方の、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順となります。ただし、配偶者以外の方が請求する場合、亡くなった方の、亡くなられた当時に生計を同じくしていた方に限ります。

【葬祭料】

接種を受けたことにより亡くなった方の葬祭を行う方となります。

■請求にあたっての留意点

- ・診断書の作成や診療録等の写しについて、**文書料等の費用**がかかる場合がありますが、請求者本人のご負担となります。（本救済制度の対象外となります。）
- ・上記書類は最低限必要とされるものであり、本市で開催する検討委員会や、厚生労働省にて開催される審査会において、確認のため**追加で資料の提出を求め**る場合があります。
- ・ご請求いただいてから決定されるまで**数か月～1年程度**かかることもあり、また、**必ず認定される**とは限りません。（不認定の場合もあります。）